

事務連絡
令和4年6月15日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

令和4年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添5までのとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和4年3月4日保医発0304第1号）（別添1）
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和4年3月4日保医発0304第2号）（別添2）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和4年3月4日保医発0304第3号）（別添3）
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和4年3月4日保医発0304第4号）（別添4）
- ・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」
（令和4年3月25日保医発0325第1号）（別添5）

(別添 1)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号)

別添 1

(省略)

別添 2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第 8 部 処置

第 1 節 処置料

I 0 1 7 - 1 - 3 舌接触補助床

(1) 舌接触補助床とは、脳血管疾患や口腔腫瘍等による摂食機能障害を有する患者に対して、舌接触状態等を変化させて摂食・嚥下機能の改善を目的とするために装着する床又は有床義歯形態の補助床をいう。なお、「~~2~~ 旧義歯を用いた場合」とは、既に製作している有床義歯の形態修正等を行った場合をいう。

第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴

第 1 節 歯冠修復及び欠損補綴診療料

M 0 1 5 - 3 CAD/CAMインレー

(3) CAD/CAMインレーを装着する場合は、次により算定する。

イ 窩洞形成を行った場合は、区分番号M 0 0 1 - 3に掲げるう蝕歯インレー修復形成の場合を除き、1 歯につき区分番号M 0 0 1に掲げる歯冠形成の「3 のロ 複雑なもの」を算定する。

ロ 印象採得又は咬合採得を行った場合は、1 ~~歯~~につき区分番号M 0 0 3に掲げる印象採得の「1 歯冠修復」又は区分番号M 0 0 6に掲げる咬合採得の「1 歯冠修復」を、装着した場合は、1 歯につき区分番号M 0 0 5に掲げる装着の「1 歯冠修復」、区分番号M 0 0 5に掲げる装着の「注 1」の加算及び特定保険医療材料料を算定する。

(別添 5)

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について
(令和 4 年 3 月 25 日保医発 0325 第 1 号)

別添 1

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)の
一部改正について

別紙 1 診療報酬請求書等の記載要領

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第 3 診療報酬明細書の記載要領(様式第 3)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(19) 「初診」、「再診」、「管理・リハ」、「投薬・注射」、「X線・検査」、「処置・手術」、「麻酔」、「歯冠修復及び欠損補綴」、全体の「その他」及び「摘要」欄について
「初診」、「再診」、「管理・リハ」、「投薬・注射」、「X線・検査」、「処置・手術」、「麻酔」、「歯冠修復及び欠損補綴」、全体の「その他」及び「摘要」欄の記載事項等は、(20)から(30)まで、別表Ⅰ「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(歯科)」及び別表Ⅱ「診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(薬価基準)」のとおりであること。各項目の末尾に(項番○)と付したものについては別表Ⅰの当該項目を参照すること。

なお、電子レセプトによる請求の場合、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、~~令和 4 年 10 月診療分以降~~、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること。ただし、別表Ⅰ(令和 4 年 4 月 1 日適用の旨が表示されたコードに限る。)及び別表Ⅱのコードについては、令和 4 年 10 月診療分以降に選択するものとして差し支えないこと。書面による請求の場合の診療行為名等の略号については、別表Ⅳ「診療行為名称等の略号一覧(歯科)」を参照し記載すること。

(28) 「歯冠修復及び欠損補綴」欄について

キ 「歯冠形成」欄について

(ウ) 失活歯歯冠形成は、「(失単)」の項のうち、レジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、前歯部の 4 分の 3 冠及び CAD/CAM 冠の場合は「前 C」の項に、その他の金属冠、チタン冠、乳歯冠(乳歯金属冠を除く。)及び硬質レジンジャケット冠の場合は「金

硬」の項に、乳歯金属冠、小児保隙装置及び既製金属冠の場合は「既製」の項に、それぞれ点数（加算を含む。）及び回数を記載する。

（省略）

(省略)

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧 (歯科)

項番	区分	診療行為 名称等	記載事項	レセプト電算 処理システム 用コード	左記コードによるレセプト表 示文言	令和 4 年 4 月 1 日適用
114	K002	吸入鎮静法	使用麻酔薬は、麻酔の「その他」欄に麻酔薬名及び使用量を記載すること。 また、使用した酸素又は窒素請求は、地方厚生(支)局長に届け出た購入単価(単位 銭)(酸素のみ)及び当該請求に係る使用量(単位 リットル)を記載。なお、酸素の請求は、IIの第3の2(20)のクのイのf(26)のイのgと同様とする。	医薬品	(医薬品名を表示。)	
				特定器材コード	(特定器材名を表示。)	

(省略)